第４部　特殊災害

第１章　海上災害等対策

船舶の衝突，乗揚げ，転覆，火災，爆発，浸水及び機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者若しくは死傷者の発生，油等の大量排出等による著しい海洋汚染，火災又は爆発等の発生といった海上災害に対し，防災関係機関が執るべき対策を定める。

第１節　予防対策

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・各関係機関】
【名　　瀬：総務課・農林水産課・環境対策課】
【住　　用：地域総務課】
【笠　　利：地域総務課】

第１　海上災害対策（排出油対策は除く）

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第１（一般-2-2-4）」参照

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備（一般-2-2-1）」参照

２　防災組織の整備

３　防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に，捜索及び救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため，防災資機材の整備に努める。

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備（一般-2-2-36）」参照

４　医療活動体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備（一般-2-2-32）」参照

５　緊急輸送活動の整備

６　防災訓練の実施

海上保安部等の国の機関や，警察及び消防等をはじめとする県及び市その他の防災関係機関は，大規模な海難を想定のうえ，相互に連携した訓練を実施するものとする。

第２　海上排出油等災害対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第１（一般-2-2-4）」参照

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備（一般-2-2-1）」参照

２　防災組織の整備

３　防災資機材の整備

大量の油流出に備え，資機材の整備に努める。また，災害時に必要な資機材の把握，要請，輸送及び管理等について関係機関で十分協議し，資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備（一般-2-2-36）」参照

４　医療活動体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備（一般-2-2-32）」参照

５　緊急輸送活動の整備

６　防災訓練の実施・連絡会議の設置

（１）防災訓練

関係機関が協力し，流出油災害を想定した訓練を行うものとする。

（２）連絡会議の設置

関係機関は，本計画の円滑な推進を図るため，原則として毎年１回連絡会議を開催する。

なお，防災資器材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに，災害の予防対策についても協議するものとする。

第２節　応急対策

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・各関係機関】

【名　　瀬：農林水産課・総務課・環境対策課（排出油対策）】

【住　　用：市民福祉課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・地域総務課】

第１　海上災害対策（排出油対策は除く）

１　海上災害応急対策連絡調整本部の設置

（１）第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）に海上災害応急対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

（２）調整本部が設置された場合，関係機関の長は，調整本部に防災責任者を派遣し，相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとし，その連絡体制は次のとおりとする。

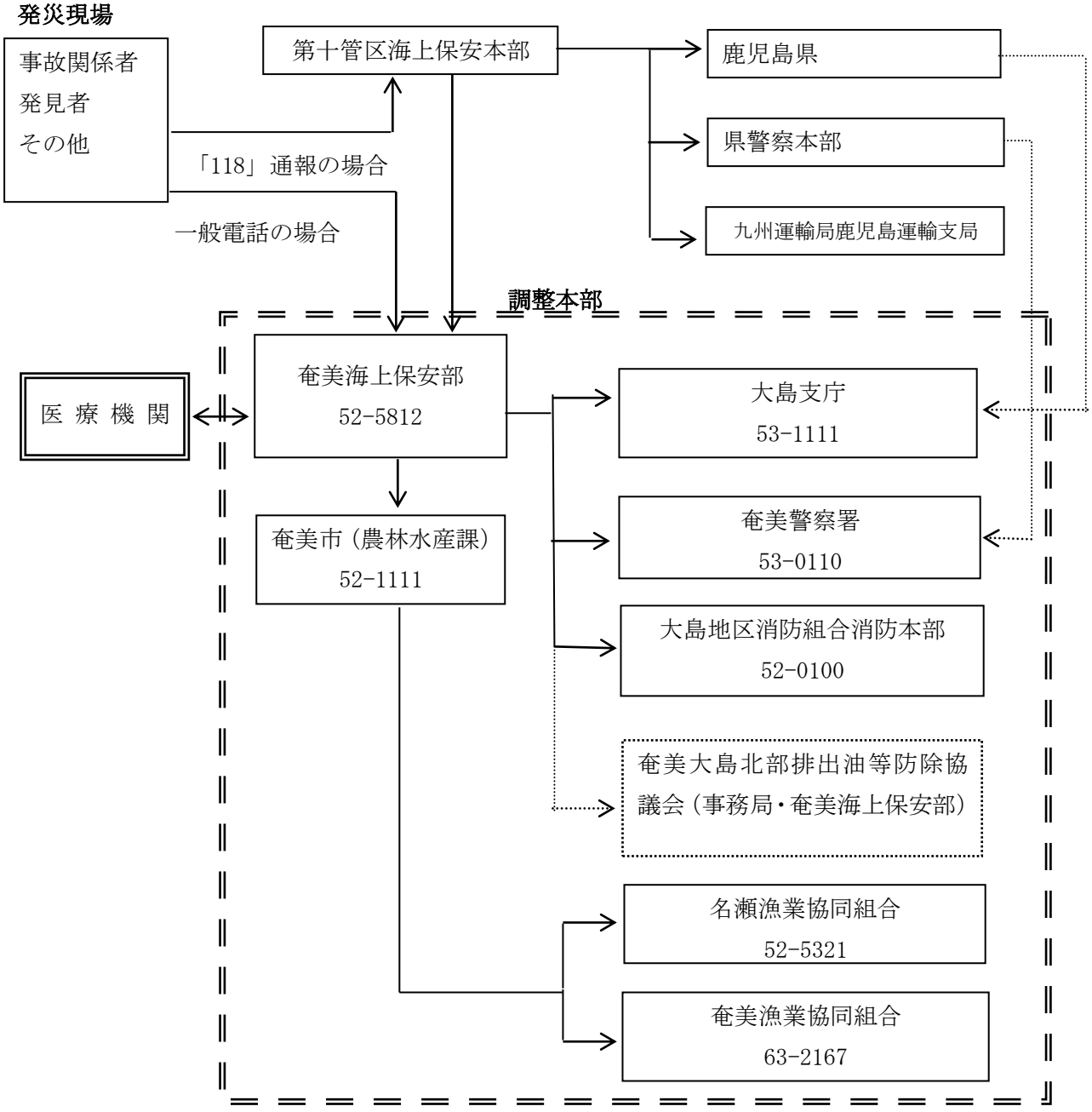

２　被害情報等の連絡

（１）関係事業者等

海上災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合，船舶乗務員及び関係事業者等は，事故発生の状況及び被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）に連絡する。

（２）第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）

ア　海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合，第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，県，市，消防及び警察等の防災関係機関に連絡する。

イ　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，必要に応じて巡視船艇・航空機等による目視又は写真撮影等による情報収集を行い，被害規模の把握を行うものとする。

ウ　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，被害の状況，活動体制及び応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

（３）県

ア　県は，第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）から受けた情報を関係市町村及び防災関係機関へ連絡する。

イ　県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じ関係省庁に連絡する。

また，警察は被害に関する情報を把握し，警察庁に連絡する。

（４）市

市は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

海上災害情報連絡系統図

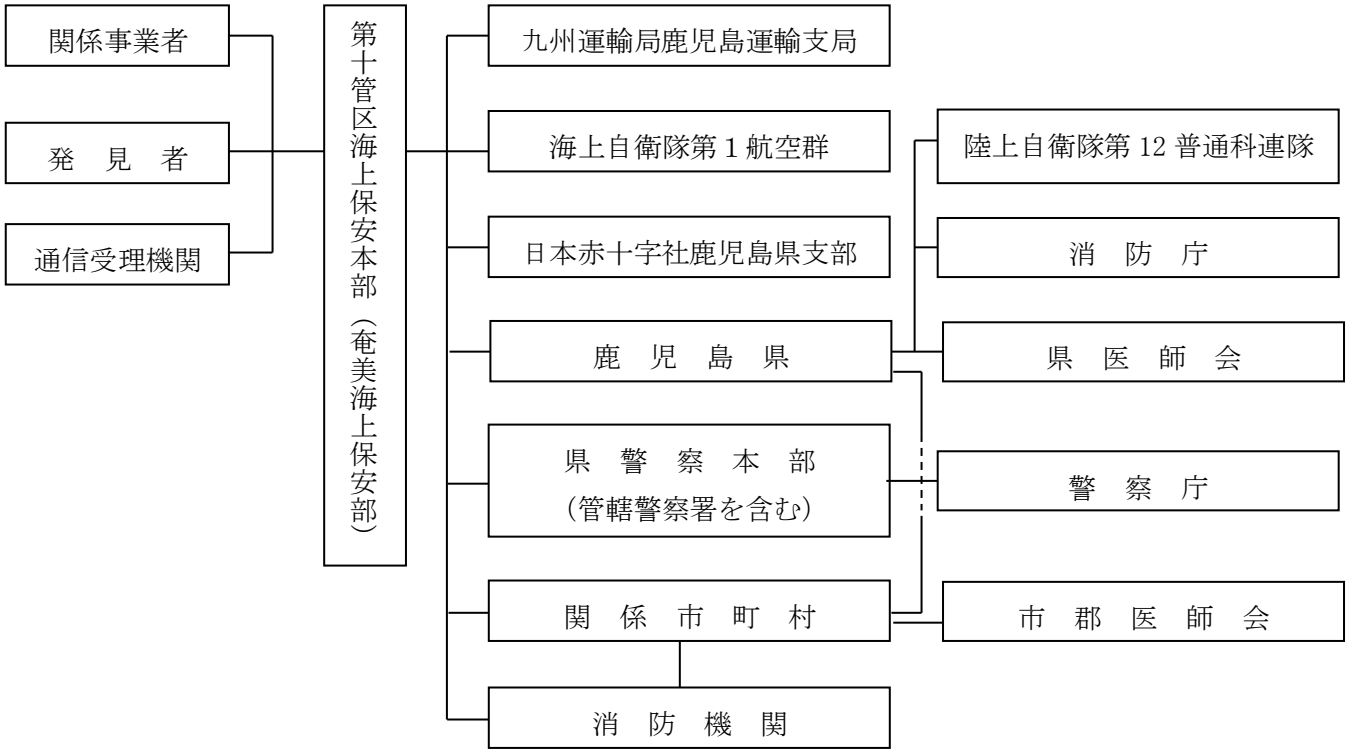

３　活動体制の確立

（１）関係事業者の活動体制

関係事業者は，発災後，速やかに職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制を整える。

（２）県の活動体制

ア　災害警戒本部

(ｱ)　設置

海上災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，捜索，救助・救急及び医療活動などの応急対策を実施する必要が認められる場合は，総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置し，被害情報の収集及び関係機関との連絡調整を行う。

災害警戒本部設置前に施設管理者として所管課が事故対策本部等を設置している場合は，捜索，救助・救急及び医療活動などの応急対策の実施について総括危機管理監は事故対策本部長等と協議し，必要に応じて災害警戒本部を設置する。

(ｲ)　配備体制

本庁の配備体制は，原則として風水害時の参集・配備基準及び特殊災害の態様等により本部長が決定する。

出先機関の配備体制は風水害時の参集・配備基準により連協長等が決定する。

(ｳ)　職員の派遣

被害情報の収集等のため，本部長又は連協長等は，必要に応じて災害発生現場又は防災関係機関に連絡員を派遣する。

イ　災害対策本部

(ｱ)　設置

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

(ｲ)　配備体制

この場合の配備体制は，第３部第１章第１節「応急活動体制の確立」に準じ，事故の規模に応じて本部長が決定する。

（３）市その他の防災関係機関の活動体制

市及び消防機関等の防災関係機関は，災害の状況・規模に応じ，又は県の体制等を踏まえ，災害応急対策のために必要な体制を確立する。

4　実施事項

各関係機関の実施事項は，以下のとおりである。

関係機関	実施事項
県	(1)　被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2)　関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上の必要な指示 (3)　被害状況のとりまとめ及び消防庁への報告 (4)　自衛隊，他の市町村及び消防機関への応援要請 (5)　応急対策物資の斡旋，調達及び輸送の協力 (6)　報道機関への対応 (7)　現地連絡調整所の設置及び運営 (8)　その他の災害応急対策
奄　美　市	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 他の市町村及び消防機関への応援要請 (3) 応急対策物資の斡旋，調達及び輸送の協力 (4) 一時避難所の設置及び運営 (5) 遺体一時収容所の設置 (6) 無傷者及び軽傷者の対応 (7) 乗船者の家族又は関係者への連絡・対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所の設置及び運営 (10) その他の災害応急対策
第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）	(1) 災害発生の状況把握及び関係機関への情報伝達 (2) 警戒区域設定及び警戒警備 (3) 海上交通安全の確保 (4) 捜索活動及び救出救助活動 (5) 海上における負傷者のトリアージ，応急処置及び搬送順位の決定 (6) 消火活動 (7) 被災船舶への人員及び物資の緊急輸送 (8) 避難誘導 (9) 被災船舶乗船者の遺体の収容・見分等 (10) 報道機関への対応 (11) 現地連絡調整所の設置及び運営 (12) その他の災害応急対策
関係事業者	(1) 第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）への事故発生の通報 (2) 乗船者（氏名・連絡先等）の把握 (3) 救出救助活動 (4) 消火救難活動に必要な被災船舶の情報の提供 (5) 避難誘導 (6) 無傷者及び軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族又は関係者への連絡・対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (10) その他の災害応急対策

関係機関	実施事項
消防機関	(1) 救出救助活動 (2) 負傷者のトリアージ，応急処置及び搬送順位の決定 (3) 消火活動 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
県警察	(1) 警察用航空機等による被害情報収集 (2) 捜索活動及び救出救助活動 (3) 避難誘導 (4) 遺体の検視・見分等 (5) 交通規制及び群衆整理 (6) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (7) その他の災害応急対策
医療機関	(1) 医療救護班の編成 (2) 救出救助活動 (3) 負傷者のトリアージ，応急処置，必要な医療処置及び搬送順位の決定 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
自衛隊	県又は第十管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動 (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
その他の関係機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策

５　現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

（１）目的

現地で活動する防災関係機関が直接情報を共有・調整し，災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

（２）設置

災害の規模等を踏まえ，市，県，関係市町村及び第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）の協議により設置する。

（３）設置場所

現地連絡調整所の設置場所は，原則として迅速に設置できる場所で，かつ現場活動の一体性を考慮して消防機関の現場指揮本部の付近等，さらに安全を確保できる場所とする。

（４）参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は，概ね以下のとおりとする。

１ 県
２ 関係市町村
３ 第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）
４ 関係事業者
５ 消防機関
６ 県警察
７ 日本赤十字社鹿児島県支部
８ 県・市郡医師会
９ 九州運輸局鹿児島運輸支局
10 自衛隊
11 その他関係機関・団体

（５）関係機関への連絡員派遣要請

県，関係市町村及び第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，現地連絡調整所の設置を決定した場合は，(4)の参加機関のうち，必要な機関に連絡員の派遣を要請する。なお，連絡員の派遣が困難な機関については，常時連絡を取れる体制を保持するものとする。

（６）連絡・調整事項

現地連絡調整所では，以下の事項について連絡・調整を行う。

１ 災害及び負傷者の状況把握
２ 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
３ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
４ 現地の統制並びに周辺の立入規制及び交通規制
５ 海上における負傷者の救急・救護
６ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
７ 海上における負傷者の搬送
８ 応急救護所の設置・運営
９ 負傷者の医療機関への搬送
10 乗船者の一時避難場所
11 家族等への対応
12 遺体の搬送及び安置所等
13 各機関が発表する広報内容の確認等
14 その他，応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

（７）運営方法

１　現地連絡調整所は，県，関係市町村及び第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）が運営責任者となり運営する。

２　各機関は，連絡員を通じて情報を提供し，現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。

３　随時又は定期的に開催する連絡調整会議において各機関の実施する活動の確認及び調整を行い，議事の進行は原則として県が担当する。

（８）資機材

県，関係市町村及び第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，関係機関の協力を得ながら，現地連絡調整所に以下の資機材を基本として準備する。

テント，机，ホワイトボード，現地連絡調整所表示旗，地図（現場見取り図），カメラ，トランシジスタメガホン，時系列記録表，用紙，発電機，パソコン，プリンター，用紙，筆記具及びその他必要物品

（９）廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合，又は発生した災害が沈静化し，現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に，県，関係市町村及び第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）の協議により廃止する。

（10）海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は，海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

６　捜索・救助救急活動

（１）船舶の事故が発生したときは，第十管区海上保安本部（奄美海上保安部），消防及び警察等は，船舶及び航空機等の多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。

（２）事故関係事業者は救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

７　消火活動

（１）第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）等による消火活動

ア　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，相互に直ちにその旨を通報するものとする。

イ　関係事業者及び防災組織等は，速やかに火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

ウ　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，速やかに火災発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

（２）消防機関による消火活動

ア　消防機関は，速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

イ　発生現場以外の市町村は，発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第２　海上排出油等災害対策

１　海上排出油等応急対策連絡調整本部の設置

（１）第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）に海上排出油等応急対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

（２）調整本部が設置された場合，関係機関の長は調整本部に防災責任者を派遣し，相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとし，その連絡体制**「第１　海上災害対策（排出油等対策は除く）　１　海上災害応急対策連絡調整本部の設置（２）」**記載の体制に準ずるほか，奄美群島排出油等防除協議会の連絡体制を機能させる。

（３）市その他の防災関係機関の組織

市においては，当該市及び関係市町村，関係漁業協同組合，関係消防機関及び県機関などの災害対策のために必要な組織を確立する。

２　実施事項

各関係機関の実施事項は，以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区海上保安本部 （奄美海上保安部）	（１）　油等汚染状況の調査・確認 （２）　油等汚染発生の情報の通報 （３）　油等防除措置義務者に対する措置 （４）　緊急的油等防除措置 （５）　関係行政機関等に対する油等防除措置の要請 （６）　海上交通安全の確保及び危険防止措置 （７）　奄美群島排出油等防除協議会の運用調整
鹿児島地方気象台	現場付近に関わる気象情報 （海上風，波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供）
九州運輸局 鹿児島運輸支局	（１）　海上輸送の調査及び指導 （２）　船舶運航業者に対する航海の要請 （３）　関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
陸上自衛隊 第１２普通科連隊 奄美警備隊	（１）　遭難者の救護 （２）　沿岸住民の避難に必要な支援 （３）　流出油の回収及び処理
海上自衛隊 第１航空群	（１）　流出油状況の調査 （２）　避難者の救出，救護 （３）　沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 （４）　流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 （５）　人員・物資の輸送等
鹿児島県	（１）　隣接自治体等に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 （２）　回収油の処分の連絡調整 （３）　漂着油の回収状況の把握 （４）　漁業被害等の取りまとめ （５）　応急対策物資の斡旋及び調達・輸送の協力

関係機関	実施事項
	（６） 応援要請及びその他の応急措置 （７） その他海上保安部の行う応急対策への協力
奄美警察署	「第３部第１章第８節 災害警備体制」によるほか，次の事項 （１） 警備艇による油等の流出海面のパトロール，他船舶又は陸上からの火気若しくは可燃物の投棄等の危険行為の警戒取締り （２） 危険防止又は民心安定のための広報活動
奄美市	（１） 漂着油等の状況把握 （２） 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報 （３） 沿岸住民に対する火気使用の制限及び危険防止のための措置 （４） 沿岸及び地先海面の警戒 （５） 沿岸住民に対する避難指示等 （６） ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 （７） 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 （８） 漂着油等の除去措置 （９） 回収した油等の処分 (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する排出油等防除資器材等の協力 (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力
日本赤十字社 鹿児島県支部	救護班を派遣して行う医療救護，及びその他の業務
県社会福祉協議会・ 関係市町村社会福祉協議会	（１） ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 （２） ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
奄美大島北部 排出油等防除協議会	（１） 排出油等情報の関係機関への伝達 （２） 防災資器材の斡旋及び排出油等の防除等，事故発生企業への協力 （３） 排出油等の防除及び消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	奄美群島排出油等防除協議会の会員としての活動のほか，自主的かつ積極的な， （１） 遭難船舶乗組員の人命救助 （２） 遭難船舶の破損個所の修理，積荷油等の他の油槽又は船舶への移替え，流出防止作業，消火作業及び安全海域への移動等 （３）オイルフェンスの展張等による拡散防止，流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 （４） 防災資器材の調達及び輸送
関係漁協， その他の関係機関・団体	奄美群島排出油等防除協議会の会員としての活動の実施及び関連情報の収集・共有に努め，自ら防災対策を講ずるとともに，他の機関から協力を求められた場合又は状況により必要と認めた場合は，海上保安部署その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

3　情報連絡体制

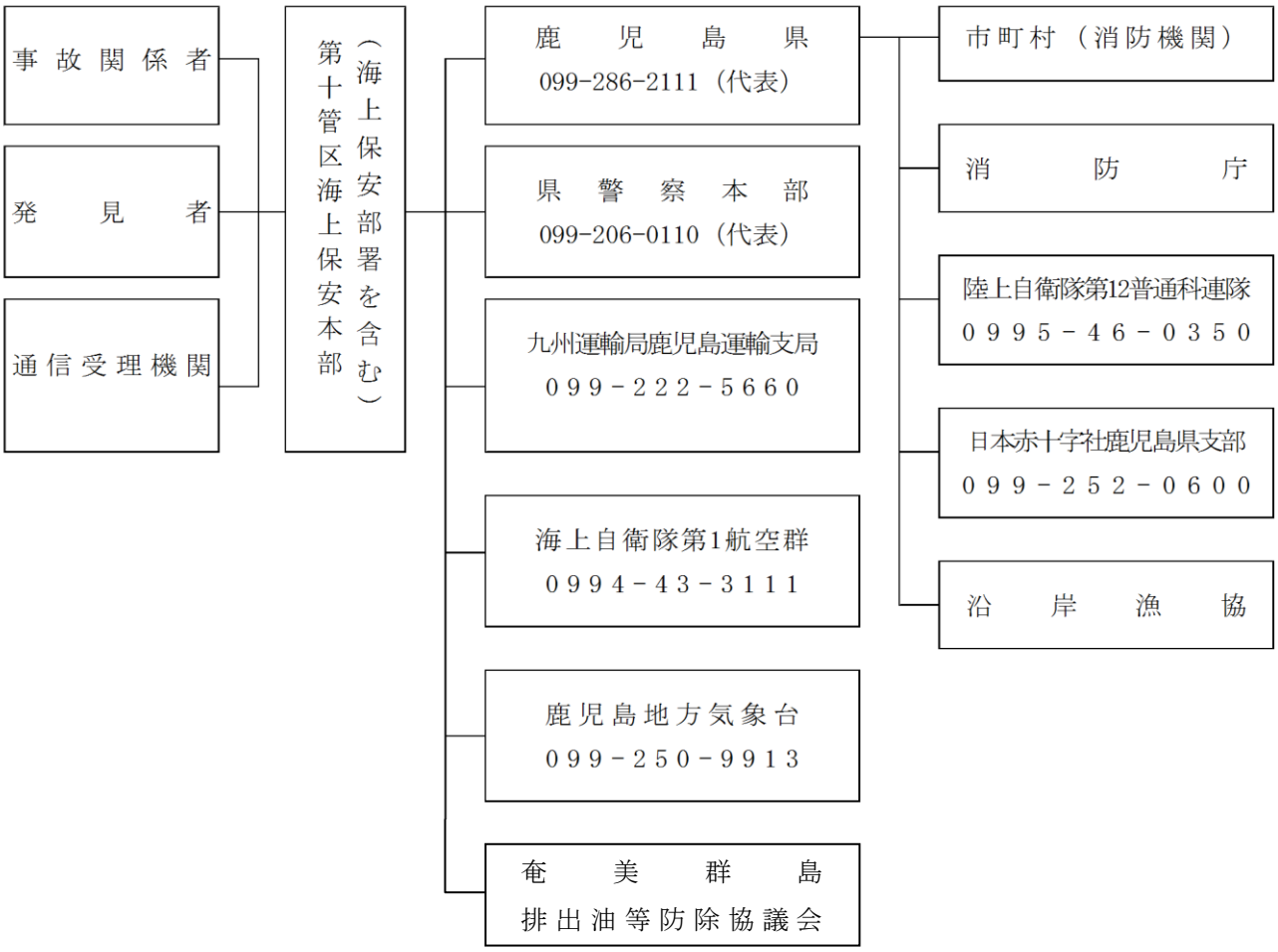
事故関係者
発見者
通信受理機関
第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）
鹿児島県
099-286-2111（代表）
県警察本部
099-206-0110（代表）
九州運輸局鹿児島運輸支局
０９９－２２２－５６６０
海上自衛隊第1航空群
０９９４－４３－３１１１
鹿児島地方気象台
０９９－２５０－９９１３
奄美群島
排出油等防除協議会
市町村（消防機関）
消防庁
陸上自衛隊第12普通科連隊
０９９５－４６－０３５０
日本赤十字社鹿児島県支部
０９９－２５２－０６００
沿岸漁協

４　被害情報等の連絡

（１）関係事業者

海上排出油等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合，関係事業者等は，事故発生の状況及び被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）に連絡する。

（２）第十管区海上保安本部（奄美海上保安本部）

ア　海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合，第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，県，市，消防及び警察等防災関係機関に連絡する。

イ　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，必要に応じて巡視船艇・航空機等による目視又は写真撮影等による情報収集を行い，被害の状況等の把握を行うものとする。

ウ　第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は，被害の状況，活動体制及び応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

（３）県

ア　県は，第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）等から受けた情報を関係市町村，防災関係機関へ連絡する。

イ　県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じて関係省庁に連絡する。

また，警察は被害に関する情報を把握し警察庁に連絡する。

（４）市

市は，当該区域内に被害が発生したときは人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

５　一般船舶・沿岸住民等への周知

（１）一般船舶への周知

防災関係機関は，災害が発生し，又はその波及が予想される場合は，海上における船舶の安全を図るため，災害の状況及び安全措置について一般船舶に対して巡視船艇（航空機及び警察艇を含む）の拡声器による放送，無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

（２）沿岸住民等への周知

防災関係機関は，災害が発生し沿岸住民及び施設等に波及し，又は波及することが予想される場合，人心の安定と施設の安全措置を図るため，防災行政無線又は広報車等の手段により周知に努めるものとする。

６　応急対策資機材の状況

各機関・事業所別資機材保有状況

別紙

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急医療（一般-3-2-54）」参照

７　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

油 槽 所 及 び 事 業 所 別 資 器 材 備 付 状 況

平成２７年３月現在

区名	事 業 所 名	タンク数量及び基数	化学消火剤（kℓ）		オイルフェンス（m）		油処理剤（kℓ）		油吸着剤（kg）		保管倉庫	作 業 船
			保有数	動員数	保有数	動員数	保有数	動員数	保有数	動員数		
名 瀬	大島支庁建設課（名瀬港分室）				420	420	0.252	0.252	224.0	224.0	名瀬港倉庫	
	奄美海上保安部				260	260	1.620	1.620	161.0	161.0	救難倉庫	２隻
	大島地区消防組合本部		1.200	1.200							消防本部	
	九州電力（株）名瀬発電所	A重油 1500 kℓ×１ 1000 kℓ×１ 潤滑油 10 kℓ×２			300	300	0.504	0.504	45.0	45.0	事業所内	
	大島石油（株）奄美油槽所	A重油 100 kℓ×６ ﾊｲｵｸ 100 kℓ×２ ｶﾞｿﾘﾝ 100 kℓ×５ 軽油 100 kℓ×５ 灯油 100 kℓ×２	0.200	0.200	280	280	0.414	0.1656	90.0	90.0	油槽所倉庫内	１隻
	動員可能数合計		1.400	1.400	1,260	1,260	2.790	2.542	520.0	520.0		３隻
龍 郷	龍郷町(龍郷漁港)				80	80	0.414	0.414	150	150	漁協倉庫内	
	九州電力（株） 竜郷発電所	C重油 3300 kℓ×３ A重油 1300 kℓ×１ 潤滑油 100 kℓ×２			460	460	0.630	0.630	300.0	300.0	事業所内	１隻
	有村商事(株) 番屋貯蔵所	A重油 495 kℓ×１ ﾊｲｵｸ 150 kℓ×１ ｶﾞｿﾘﾝ 499 kℓ×１ 灯油 150 kℓ×１ 軽油 495 kℓ×１			180	180	0.23	0.23	30.0	30.0	油槽所倉庫内	１隻
	（株）大豊石油 奄美油槽所	A重油 200 kℓ×１ ｶﾞｿﾘﾝ 400 kℓ×２ 灯油 200 kℓ×１ 軽油 500 kℓ×１	0.600	0.600	80	80	0.540	0.540	34.0	34.0	貯蔵所倉庫内	１隻
	竹山産業開発（株） 屋入油槽所	A重油 60 kℓ×５ ﾊｲｵｸ 60 kℓ×２ ｶﾞｿﾘﾝ 100 kℓ×７ ｶﾞｿﾘﾝ 60 kℓ×２ 軽油 100 kℓ×２ 軽油 60 kℓ×７ 灯油 60 kℓ×１			100	100	0.108	0.108	129.0	129.0	貯蔵所倉庫内	
	動員可能数合計		0.600	0.600	900	900	1.922	1.922	643.0	643.0		３隻

油 槽 所 及 び 事 業 所 別 資 器 材 備 付 状 況

平成２７年３月現在

区名	事 業 所 名	タンク数量及び基数	化学消火剤（kℓ）		オイルフェンス（m）		油処理剤（kℓ）		油吸着剤（kg）		保管倉庫	作 業 船
			保有数	動員数	保有数	動員数	保有数	動員数	保有数	動員数		
笠 利	奄美市笠利総合支所				80	80	0.40	0.40	150.0	150.0		
	昭和シェル石油(株)奄美基地 （大島石油(株)運営管理）	航空燃料 446 kℓ×１ 航空燃料 200 kℓ×１ 航空燃料 50 kℓ×１			80	80	0.540	0.540	34.0	34.0	移送施設内	１隻
	吉田商事(株)前肥田貯蔵所	ｶﾞｿﾘﾝ 470 kℓ×１ 330 kℓ×１ 軽油 470 kℓ×１ 灯油 330 kℓ×１										
	動員可能数合計		0.000	0.000	160	160	0.940	0.940	184.0	184.0		１隻
合	**計**		2.000	2.000	2,320	2,320	5.652	5.404	1,347	1,347		７隻

第２章　空港災害対策

空港及びその周辺における航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し，防災関係機関が執るべき対策を定める。

第１節　予防対策

【関係機関：奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】
【名　　瀬：総務課】
【笠　　利：空港管理事務所・地域総務課】

第１　情報の収集・連絡手段の整備等

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備（一般-2-2-4）」参照

第２　予防体制の強化

１　災害時における応急活動等に関し，予め協定の締結を行うなど，平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

２　航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し，災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

第３　防災組織の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備（一般-2-2-1）」参照

第４　防災資機材の整備

災害時の救急・救助及び消火に備え，防災資機材の整備に努める。

第５　医療活動体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備（一般-2-2-36）」参照

第６　緊急輸送活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備（一般-2-2-32）」参照

第７　防災訓練の実施

１　空港管理者，航空運送事業者，消防及び警察をはじめとする防災関係機関は，相互に連携した訓練を実施するものとする。

２　訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署
・大島郡医師会・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：総務課】

【笠　　利：産業振興課（空港管理事務所）・地域総務課】

１　奄美空港の応急対策

（１）事故応急対策本部の設置

奄美空港及びその周辺における航空機事故についての捜索，救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策にあたっては，県及び奄美市が事故応急対策本部体制により実施する。

また，大規模な航空機事故等により重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し総合的な災害応急対策を実施する。

市は必要に応じて災害対策本部を設置する。

（２）通信連絡体制

ア　空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，笠利支部産業振興班（空港管理事務所）は，事故発生時刻，事故発生場所及び事故の態様などを速やかに県及び関係機関等に通報する。

イ　空港周辺で事故が発生した場合，消防機関及び警察機関は，当該地域において事故発生を知ったときは，事故発生時刻，事故発生場所及び事故の様態などを速やかに笠利支部産業振興班（空港管理事務所）に通報する。

事故通報連絡図

令和７年４月１日現在

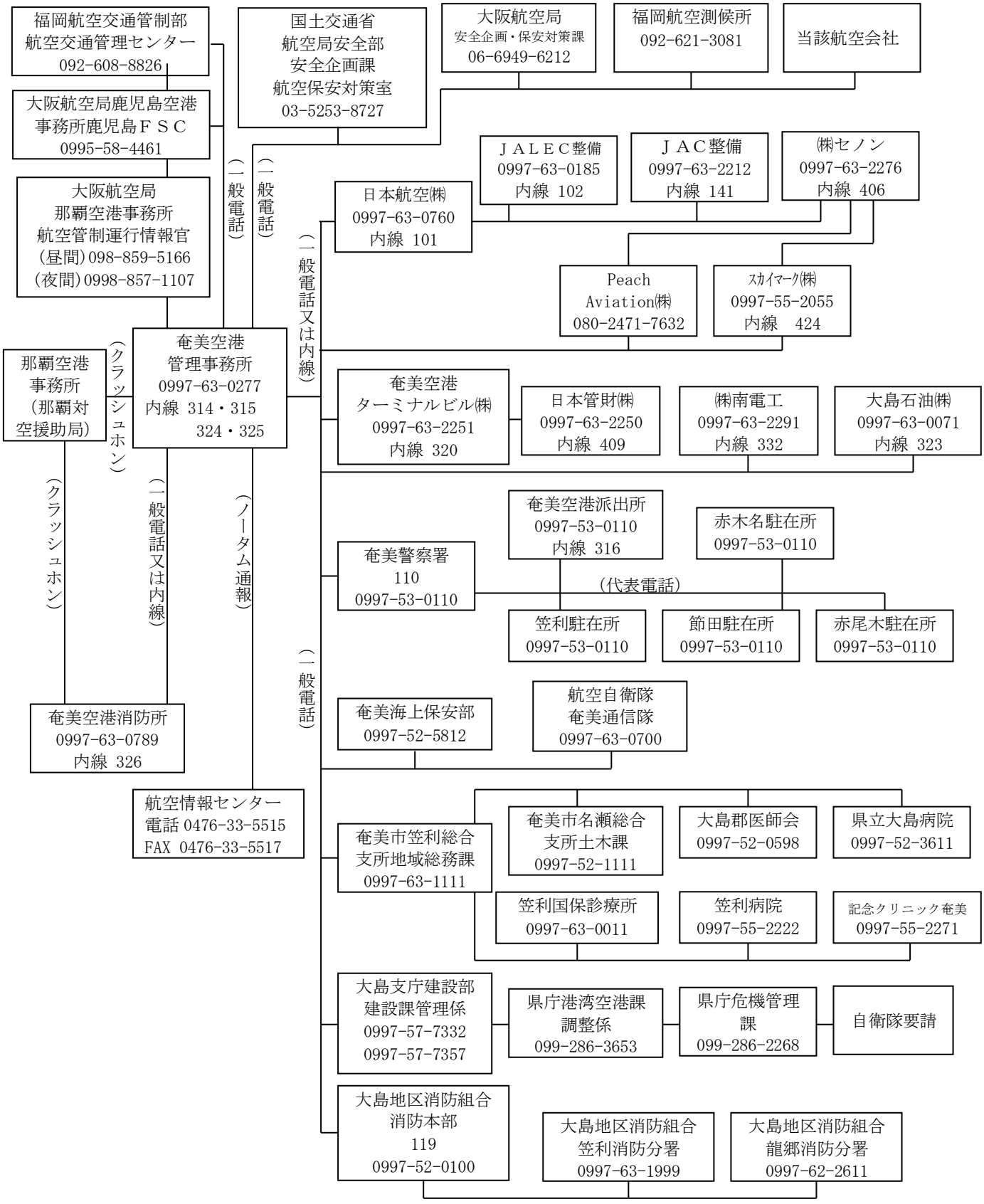

（3）事故処理の実施

事故処理の実施にあたっては「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

（4）関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は上記の事故処理要領によるが，概ね次のとおりである。

関　係　機　関	実　　施　　事　　項
鹿児島県 県大島支庁	（1）　事故処理に必要な業務 （2）　関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 （3）　被害状況の取りまとめ （4）　応急対策物資の斡旋，調達・輸送の協力 （5）　応援要請 （6）　事故関係情報の周知
奄美市	（1）　事故処理の総括的な業務 （2）　関係機関への情報伝達 （3）　関係機関への協力要請 （4）　空港内企業等への応急対策上必要な指示 （5）　空港設備の使用期限 （6）　避難所の設置及び運営 （7）　遺体の一時収容所の設置
大阪航空局那覇空港事務所（那覇対空援助局）	（1）　奄美市への応急対策上必要な指示 （2）　奄美市の行う応急対策への協力
奄美海上保安部	（1）　被害規模等に関する情報の収集，連絡 （2）　海上における捜索活動 （3）　海上における災害に係る救助・救急活動 （4）　救護班の緊急輸送 （5）　船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所	事故処置に必要な業務
奄美警察署	（1）　警備活動 （2）　災害状況等情報の収集 （3）　救出救助活動 （4）　立入禁止区域の設定等
大島郡医師会	負傷者の収容及び手当て
奄美市笠利国民保険診療所	〃
県名瀬保健所	〃
大島地区消防組合消防本部	救難及び消火・延焼防止作業
ＮＴＴ西日本鹿児島支店	安否情報や災害情報の非常通信の確保
航空会社	（1）　事故処理に必要な業務 （2）　被災者及びその家族への情報の提供 （3）　被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

第３章　道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し，防災関係機関が執るべき対策を定める。

第１節　予防対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】
【名　　瀬：土木課・農林水産課】
【住　　用：産業建設課】
【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】

第１　道路施設の整備

道路は，災害時の消防，救出，避難，医療及び救援活動の際に重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため，国，県及び市等の各道路管理者は，既存道路施設等の安全化を基本に，以下の防災・耐震対策等に努める。

１　所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため，所管道路については道路防災総点検等に基づき，対策が必要な箇所において法面の補強等の防災対策工事を推進する。

２　所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため，各管理者は橋梁定期点検等に基づき，対策が必要な橋梁において架替，補強及び落橋防止装置等の対策工事を実施する。

３　トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため所管トンネルについて安全点検調査を実施し，補強対策工事が必要であると指摘された箇所においてトンネルの補強を推進する。

第２　緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に，救助・救急，医療及び消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため，道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため，道路管理者においては，防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について多重化等の代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し，これらの道路の拡幅又はバイパスの整備等の防災対策を推進する。

第３　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は，事故車両，倒壊物又は落下物等を排除して災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう，レッカー車，クレーン車又は工作車等の道路啓開用資機材を確保する。

第４　情報の収集・連絡手段の整備等

１　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

２　災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備・充実に努める。**「第２部第２章第２節　通信・広報体制の整備計画 一般-2-2-4」**参照。

第５　防災組織の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備（一般-2-2-1）」参照

第６　防災訓練の実施

１　事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう防災訓練を実施する。

２　訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】
【名　　瀬：土木課・農林水産課】
【住　　用：産業建設課】
【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】

第１　活動体制

１　事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合，道路管理者は，人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため，必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

また，市内において大規模な道路事故等により重大な災害が発生した場合は，市は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

２　通信連絡体制

各道路管理者は，事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに，消防及び警察関係機関との連絡を密にする。

３　被害情報等の報告

（１）道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合，速やかに県，消防及び警察に事故の状況及び被害の状況等を連絡するものとする。

（２）県

ア　県は，道路管理者等から受けた情報を関係市町村及び防災関係機関へ連絡する。

イ　県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じて関係省庁に連絡する。

また，警察は被害に関する情報を把握し警察庁に連絡する。

（３）市

市は，当該区域内に被害が発生したときは人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

第２　発生時の初動体制

１　救助・救急

道路管理者は，事故が発生した場合は人命の救助・救急を最優先とし，消防及び警察等関係機関と人命の救助・救急活動を支援する。

２　交通規制

道路管理者は，事故が発生した場合，二次災害の防止，施設の安全及び輸送の確保を行うため，必要に応じて交通規制を行う。また，道路管理者は，道路の交通規制の措置を講じた場合には関係機関や道路交通情報センターに連絡し，一般住民等への情報提供を行うとともに，迂回路等の案内表示を行い，交通障害の解消に努める。**「第３部第２章第８節 交通確保・規制 一般-3-2-48」**参照。

第３　広域的な応援体制

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制（一般-3-1-24）」参照

第４　避難誘導

道路管理者は，事故が発生した場合，二次災害の防止，施設の安全及び輸送の確保を行うために消防並びに警察等関係機関との連携を密にし，歩行者及び運転者等の避難誘導を行う。

第５　被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は，被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第６　復旧活動

道路管理者は，事故が発生した場合は輸送の確保を行うため，速やかに復旧活動を行うものとする。

第４章　危険物等災害対策

石油類等の危険物，高圧ガス，火薬類，電気若しくは毒物劇物の漏えい，流出，火災，爆発又は飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し，防災関係機関が執るべき対策を定める。

第１節　予防対策

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・各危険物施設管理者】

第１　危険物等災害の防止

１　危険物の災害防止

（１）危険物災害の防止対策の実施状況

ア　危険物施設等の保安監督・指導

市及び県は，消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者又は管理者等に対し，自主防災体制の確立，危険物保安監督者等の適正な配置及び従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し，当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに，消防法の規定による立入検査を実施し，災害防止上の必要な助言又は指導を行う。

イ　危険物取扱者への保安教育の徹底

県は，危険物の製造所，貯蔵所又は取扱所において，取扱作業に従事する危険物取扱者に対し，消防法に基づいて取扱作業の保安に関する講習を実施する。

（２）危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため，知事又は市長は，消防法に基づき次の予防措置を講ずるものとする。

ア　立入検査等の実施

(ｱ)　危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(ｲ)　危険物施設の定期的な検査を実施する。

(ｳ)　危険物の移送・運搬中の事故防止を図るため，タンクローリー（移動タンク貯蔵所）等の路上検査を実施する。

イ　定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者，管理者又は占有者に対し，法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する

ウ　危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し，取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ　事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか，事業所が自ら予防規定を策定し，従業員に対する保安教育や災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ　消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等の消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として，その取扱方法及び注意事項等の周知徹底を図る。

第２　災害応急対策への備え

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備（一般-2-2-4）」参照

１　災害情報の収集・連絡手段の整備等

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備（一般-2-2-1）」参照

２　防災組織の整備

３　救助・救急，医療及び消火活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備（一般-2-2-25）」参照

（１）救助・救急活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備（一般-2-2-36）」参照

（２）医療活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備（一般-2-2-9）」参照

（３）消火活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備（一般-2-2-32）」参照

４　緊急輸送活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難態勢の整備（一般-2-2-13）」参照

５　避難活動の整備

６　防災訓練の実施

（１）事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう防災訓練を実施する。

（２）訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

【関係機関：鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各危険物施設管理者】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

第１　危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は，関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか，次により災害時における保安対策を実施する。

１　石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は，危険物施設の種類，貯蔵する危険物の種類又は災害の種類規模等によって異なるが，概ね次の区分に応じて措置する。

（１）災害が発生するおそれのある場合の措置

ア　情報及び警報等を確実に把握する

イ　消防施設（ここでいう消防施設とは各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ　施設内の警戒を厳重にする。

エ　危険物の集荷の中止及び移動搬出の準備，浮上，流出，転倒の防止並びに防油堤の措置を執る。

（２）災害発生の場合の措置

ア　消防機関及びその他の関係機関への通報

イ　消防設備（(1)のイ）を使用し，災害の防除に努める。

ウ　危険物施設等における詰替及び運搬等の取扱いを禁止し，災害の拡大誘発の防止に努める。

エ　消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し，災害の防除に努める。

オ　災害の拡大に伴って付近の状況等により避難等の処理をなし，被害を最小限度に押さえるよう努める。

２　高圧ガスの保安対策

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にし，速やかに次の措置を講ずる。

（１）災害事故の急報及び現場措置

ア　通報

事故の当事者又は発見者等は，事故の大小に関わらず，事故発生を最寄りの消防及び警察に連絡する。連絡を受けた消防及び警察は事故現場に出動するとともに，関係先に連絡する。

イ　現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに，必要に応じて次の対策を行う。

(ｱ)　初期消火，漏洩閉止等の作業

(ｲ)　付近住民への通報

(ｳ)　二次災害防止措置（火気の使用停止，ガス容器の撤去，退避及び交通制限等）

(ｴ)　その他必要な措置（消火，除害，医療又は救護）

ウ　防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し，消防及び警察等の防災活動に対して協力・助言を行う。

（２）通報の内容

通報するときの内容は次のとおりである。

ア　事故発生の場所・日時

イ　現場（通報時の実情と執っている措置）

ウ　被害の状況

エ　原因となったガス名

オ　応援の要請，その他必要事項

３　火薬類の保安対策

施設の管理者は，現場の消防・警察等と連絡を密にし，速やかに次の措置を講ずる。

（１）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は，速やかにこれを安全な場所に移し，見張人を付けて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

（２）道路が危険である場合又は搬送の余裕がない場合には，火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等の安全措置を講ずる。

（３）搬出の余裕がない場合には，火薬庫にあっては入口及び窓等を目塗土等で完全に密閉し，木部には注水等の防火措置を講じ，かつ，必要に応じて住民に避難するよう警告する。

４　電気の保安対策

台風及び火災その他の非常災害時には，支持物の倒壊又は電線の断線等の事態が発生するおそれがあるため，次のような措置を行い，危険箇所の早期発見に努める。

（１）災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い，危険箇所の早期発見に努める。

（２）危険箇所を発見した場合には直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し，公衆に対する危険の標示及び接近防止の措置を行う。

（３）出火のあった場合は直ちに現場に急行し，現場の警察・消防関係者と緊密に連絡し，近傍の電気工作物の監視を行うとともに，必要に応じて電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等の危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

第２　活動体制の確立

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第１節 応急活動体制（一般-3-1-1）」参照

第３　広域的な応援体制の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制（一般-3-1-24）」参照

第４　被害情報の報告

１　事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合，事業者は，被害の状況並びに応急対策の活動体制等を速やかに県，消防，警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

２　県

（１）県は，事業者等から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡する。

（２）県は，市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し被害規模の把握に努め，これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに，必要に応じて関係省庁に連絡する。また，警察は被害に関する情報を把握し，警察庁に連絡する。

３　市

市は，当該区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

第５　救助・救急，医療及び消火活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第７節 救助・救急（一般-3-2-46）」参照

１　救助・救急活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 10 節 緊急医療（一般-3-2-58）」参照

２　医療活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第５節 消防活動（一般-3-2-34）」参照

３　消火活動の整備

第６　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送（一般-3-2-54）」参照

第７　避難収容活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導（一般-3-2-35）」参照

１　避難誘導の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営（一般-3-3-1）」参照

２　避難場所

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援（一般-3-2-62）」参照

３　要配慮者への配慮

第８　被災者等への的確な情報伝達活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報（一般-3-2-27）」参照

第９　その他の危険地域

重要な危険物保管場所は次のとおりである。

（１）消防危険物

事務所	施設区分	所在地	許容数量（kℓ）				指定数量倍数	備考
			第１石	第２石	第３石	第４石		
富国製糖㈱給油所	給油取扱所	里字上袋 750	10.00	30.00			80.00	63-1513
㈱三井タクシー	給油取扱所	里 51-7	20.00	10.00		1.80	110.30	63-0048
山田給油所	給油取扱所	中金久 130-6	5.00	3.00			28.00	63-0318
笠利町漁協	給油取扱所	外金久字亀崎 988-1	0.60		1.00	0.60	3.60	63-2167
笠利町漁協	給油取扱所	外金久字亀崎 988-2		14.00			14.00	63-2167
川上石油店	給油取扱所	笠利 989	12.60	18.00		0.60	81.10	63-9341
大島石油㈱ 空港前給油所	給油取扱所	万屋字大久田 2176	35.00	25.00		1.80	200.30	52-2211
大島石油㈱ 奄美航空給油所	給油取扱所	和野字大工田 388-4	2.00	24.00			34.00	63-0071
㈲タイセイ石油	給油取扱所	和野 439	12.50	16.30		1.80	79.10	63-2229
㈱大豊石油	給油取扱所	節田字小泊 1594	6.72	12.48			4.60	63-0908
㈱三井タクシー	移動タンク	里 51-7		1.90			1.90	63-0048
川上石油店	移動タンク	笠利 989		2.00			2.00	63-9341
大島石油㈱ 空港前給油所	移動タンク	万屋字大久田 2176		1.94			1.94	52-2211
大島石油㈱ 奄美航空給油所	移動タンク	和野大工田 388-4		12.00			12.00	63-0071
大島石油㈱ 奄美航空給油所	移動タンク	和野大工田 388-4		14.00			14.00	63-0071
大島石油㈱ 奄美航空給油所	移動タンク	和野大工田 388-4		16.00			16.00	63-0071
大島石油㈱ 奄美航空給油所	移動タンク	和野大工田 388-4		16.00			16.00	63-0071
㈲タイセイ石油	移動タンク	和野大工田 439		1.35			1.35	63-2229
㈱大豊石油	移動タンク	節田字小泊 1594		1.90			1.90	63-0968
笠利町漁協	移動タンク	外金久亀崎 988-1		2.00			2.00	63-2167
ＮＴＴ西日本	地下タンク貯蔵所	里字里見 37-7		1.00			1.00	53-9005
和野新奄美空港庁舎	地下タンク貯蔵所			2.00			2.00	63-0067
大阪航空局	地下タンク貯蔵所	大字笠利モイソン 1357-2		1.90			1.90	63-0067
大島支庁奄美空港 電源局舎	地下タンク貯蔵所	和野 374-4		8.00			8.00	63-0277
航空自衛隊 奄美大島分屯基地	地下タンク貯蔵所	平 505-2		20.00			20.00	63-0700
富国製糖㈱	屋外タンク貯蔵所	里字上袋 750			100.00		50.00	63-1513
大島石油㈱ 奄美空港	屋外タンク貯蔵所	和野大工田 388-4		49.00			49.00	63-0071
大島石油㈱ 奄美空港	屋外タンク貯蔵所	和野大工田 388-4		50.00			50.00	63-0071
大島石油㈱ 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部木屋儀 3107		50.00			50.00	63-0071

事務所	施設区分	所在地	許容数量（kℓ）				指定数量倍数	備考
			第１石	第２石	第３石	第４石		
大島石油㈱ 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部木屋儀 3107		446.00			446.00	63-0071
大島石油㈱ 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部木屋儀 3107		50.00			50.00	63-0071
大島石油㈱ 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部木屋儀 3107		191.00			191.00	63-0071
大島石油㈱ 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部木屋儀 3107		980.00			980.00	63-0071
㈱吉田商事 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部字木屋儀浜 3107	470.00				2350.00	52-3151
㈱吉田商事 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部字木屋儀浜 3107		470.00			470.00	52-3151
㈱吉田商事 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部字木屋儀浜 3107		330.00			330.00	52-3151
㈱吉田商事 前肥田給油所	屋外タンク貯蔵所	手花部字木屋儀浜 3107	330.00				1650.00	52-3151
大島石油㈱ 奄美航空給油所	一般取扱所	和野大工田 388-4		25.00			25.00	63-0071
大島石油㈱ 前肥田給油所	一般取扱所	手花部木屋儀浜 3107		30.00			30.00	63-0071
㈱吉田商事 前肥田給油所	一般取扱所	手花部木屋儀浜 3107	14.00	4.00			45.00	52-3151
富国製糖㈱	屋外貯蔵所	里字上袋 750				6.00	1.00	63-1513
大島石油㈱ 奄美航空給油所	屋外貯蔵所	和野大工田 388-4		15.00		6.00	16.00	63-0071
大島石油㈱ 奄美航空給油所	屋内貯蔵所	和野字大工田 388-4	20.00				100.00	63-0071
大島石油㈱ 奄美航空給油所	屋内貯蔵所	和野大工田 388-4	4.00				20.00	63-0071
航空自衛隊 奄美大島分屯基地	屋内貯蔵所	平 505-2	2.03	2.03	2.03	2.03	2.99	63-0070
大島石油㈱ 奄美油槽所	移送取扱所	手花部字木屋儀浜 3107		1500.00			1500.00	63-0816
㈱吉田商事 前肥田移送所	移送取扱所	手花部字木屋儀浜 3107		400.00			400.00	52-3151
㈱ラ・ムール住用	給油取扱所 （移動タンク１台）	神屋字下神屋 63-6	10.00	20.00		1.20	70.20	69-2439
丸福建設㈱	一般取扱所	住用町役勝字丸畑 355			2.80		1.40	0997- 72-1155 重油
	屋外タンク貯蔵所				5.00		2.50	
㈲中部砕石 住用給油所	移動タンク	住用町役勝 15-1		3.60			3.60	62-2753
㈲中部砕石 住用給油所	給油取扱所	住用町役勝 15-1	10.00	20.00		0.60	70.10	62-2753
㈱ラ・ムール住用	移動タンク	住用町神屋字大神屋 63-6		3.60			3.60	69-2439
奄美観光㈱ 永田橋給油所	給油取扱所	伊津部町 20-5	20.00	10.00		1.80	110.30	52-2221
52－2211 大島石油 矢之脇町 24－19 （新日本石油含む）	屋外貯蔵所	佐大熊町 2460（新埋立地）		3.00	3.00	32.00	9.83	54-2422
	地下タンク	〃	700.00	700.00	600.00		4500.00	54-2422
	一般取扱所	〃	800.00	800.00	500.00		505.00	54-2422
	移送取扱所	〃	700.00	700.00	600.00		4500.0	54-2422

事務所	施設区分	所在地	許容数量（kℓ）				指定数量倍数	備考
			第１石	第２石	第３石	第４石		
	船舶給油所	〃		200.00	200.00		300.00	54-2422
	給油取扱所（移動タンク８台）	朝日町 13-4	28.80	19.20		4.00	164.50	53-3211
		長浜町 26－5	48.00			3.50	185.25	
		港町 10－3	29.40	19.80		4.60	168.00	52－1675
		真名津町 13－2	48.00			3.50	169.25	52－2515
大豊石油 52－0733	給油取扱所（屋内給油所）（移動タンク６台）	小浜町 31－1	28.80	28.80		3.40	174.16	52-0733
		朝戸 1059-2	9.60	9.60			76.50	54-9900
		真名津町 6－5	19.20	9.60		3.70	106.85	52－3998
		浜里町 114	19.20	19.20		1.80	115.50	53－7311
有村商事 52－2111 入舟町 8－21	給油取扱所（移動タンク６台）	港町 7－10	10.00	10.60	1.00	0.60	61.20	52－8072
		塩浜町 2227－28	19.20	19.20	1.00	1.80	116.00	
		浜里町 44－1	9.60	9.60		1.20	57.80	52－6339
岩崎産業	給油所取扱所（移動タンク２台）	港町 15－5	30.00	30.00	1.90			
		平松町 424	24.00	33.60		1.80	153.90	52－9048 休止中
小浜町 26－1 九州電力 52－3311（営） 52－3641（発）	屋外タンク	小浜町 2060－9			950.00		475.00	重　油
		小浜町 2060－9			1390.00		695.00	重　油
	一般取扱所	小浜町 2060－9		0.50	71.40		36.20	
	一般取扱所	小浜町 26			20.00		20.00	
	移送取扱所	小浜町 2060－9			2500.00		1250.0	配管 68m
入舟町 1－5 吉田商事 52－3151	給油取扱所（移動タンク５台）	鳩浜町 52	50.00	30.00		3.40	281.20	53－5559
		長浜町 2－1	40.00	10.00	2.00	2.00	211.33	52－8148
奄美和光園 ℡52－6311	屋外タンク	和光町 1700			15.00		7.50	重　油
	屋外タンク			1.78			1.78	軽　油
	地下タンク			1.90			1.90	灯　油
㈱しまバス 朝戸給油所				1.194			1.194	
㈱しまバス 朝仁給油所				1.728			1.728	
健康体験交流施設	地下タンク	小宿字大浜 716			15.00		15.00	55－6000
ＮＨＫ放送局	地下タンク	伊津部勝字大平山 479		2.00			2.00	重　油
		赤崎 1096-5		1.00			1.00	重　油
南光商事	給油取扱所（移動タンク５台）	大熊字鳩 1319-1	20.00	20.00		1.90	120.30	53-1180
		和光町 8-18	20.00	20.00		3.00	140.5	52-0022

事　務　所	施 設 区 分	所　在　地	許 容 数 量（ｋℓ）				指定数量倍数	備　　考
			第１石	第２石	第３石	第４石		
竹山産業開発㈱	給油取扱所	矢之脇町 2230-6	30.00	30.00			180.00	55-0022
奄美ｻﾝﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙ	地下タンク	港町 2-1			6.00		3.00	53-5151
県立大島病院	地下タンク	真名津町 18-1			20.00		10.00	52-3611
	地下タンク	真名津町 18-1			6.00		3.00	
	地下タンク	真名津町 18-1		25.00			25.00	52-1270
奄美市斎場	地下タンク	有屋 1594-1		3.00			3.00	52-5504
大川ダム管理棟	地下タンク	朝戸 762-1			3.00		1.50	54-9065
平田浄水場	地下タンク	平田町 12-1		1.95			1.95	52-0774
奄美カントリークラブ給油所	給油取扱所	（自家用）大熊 346-1	0.60				3.00	54-1313
㈲エバタ塗料店	第２種販売	小浜町 23-4	3.20	4.80	4.80	4.992	23.69	52-1050
大島舗材㈱	屋外タンク	大字浦上字小又 1023-40			15.00		7.50	52-0320
	一般取扱所				4.80		2.40	
名瀬クリーンセンター	地下タンク	有屋 1594-1		10.00			10.00	53-2969
虹の丘	屋外タンク	小宿字苗代田 3416-1			3.0		1.50	54-8888
奄美病院	地下タンク	浜里町 170		5.00			5.00	54-8211
奄美市庁舎	一般取扱所	幸町 25-8			2.769		1.3848	52-1111
汚泥再生処理センター	地下タンク	大字有良松川 850		3.00			3.00	53-2969
奄美市庁舎	地下タンク	幸町 25-8		10.00			5.00	52-1111
大島拘置所	地下タンク	矢之脇町 21-1		3.00			3.00	52-0198
第２合同庁舎	地下タンク	矢之脇町 2219-21		5.00			5.00	52-0728
県立大島病院	給油取扱所	真名津町 18-1		25.00			25.00	52-3611
平田浄水場	一般取扱所	平田町 12-1		1.322			1.33	52-0774
奄美ｻﾝﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙ	地下タンク	港町 2-1			6.00		3.00	53-5151
西日本電信電話㈱	地下タンク	永田町 2-1		3.00			3.00	099-227-9631

（2）高圧ガス類

名　　称	電　話	所　在　地	最 大 貯 蔵 量(t)	一日最大取扱量(kg)
大島エルピーガス協会	52-1991	塩浜町 1-25	260	68,910
南海ガス㈱				
〃　名　瀬　工　場	52-3511	金久字手保 2285	40	7,000
〃　平　田　団　地		平田町	3	200
〃　佐　大　熊　団　地		小浜町 2322-7	15	700
〃　向　里　団　地		仲勝字向里 665-1	3	100
〃　小宿ニュータウン団地		浜里町 12	3.2	200
〃　大　熊		大熊字湊平 1253	2.9	150
〃　浦　上		浦上字浜田 500	2.9	10
吉田商事　名　瀬　工　場	52-3151	大熊字湊平	15	6,000
〃　朝　仁　新　団　地		朝仁新町 26-2	15	
〃　朝仁		朝仁町浜金久 28-1	2.9	340
〃　小湊		大字浜田 3108-2	2.9	40
〃　有仲		仲勝 134-1	2.9	100
〃　小宿		大字小宿	2.9	67
大島石油㈱林バスビル	52-2211	真名津町 1731	0.9	15
〃　造成地		〃	2.0	85
〃　平松		平松 289	3.5	15
合　計　4事業所		17 施設	378.0	83, 932

（3）その他の高圧ガス類

名　　称	電　話	所　在　地	種　　別　・　数　　量
サト商会	53-1740	鳩浜町 93	アセチレン　210kg　・　水素　14 ㎥　・　窒素　42 ㎥ アルゴン　14 ㎥　・　フロン　130kg　・　酸素　1,008 ㎥ ヘリウム　28 ㎥　・　酸化エチレン　60kg　・　炭酸ガス　600kg
鹿児島酸素㈱ 大島営業所	52-4554	小浜町 30-3	アセチレン　280kg　・　炭素　600kg　・　窒素　70 ㎥ 酸素　560 ㎥　・　ヘリウム　21 ㎥　・　フロン　300kg
県立病院	52-3611	真名津町 18-1	酸素　2,456 ㎥　・　窒素　42 ㎥　・　酸化エチレン 20kg
奄美中央病院	52-6565	長浜町 16-5	酸素　820 ㎥
郡医師会病院	54-8111	小宿 3411	酸素　1,382 ㎥　・　液体酸素　792 ㎥
市　浄水場	52-0774	平田町 12-1	塩素　300kg
名瀬測候所本茶峠観測所	53-9054	大字浦上字小又 1023-1	水素　1,260 ㎥

（4）放射線物質

名　　称	電　　話	所　在　地	種　　別　・　数　　量
病害虫研究室	53-3545	浦上町７－1	コバルト 60　　539.4×10　ＢＱ
県立大島病院	52-3611	真名津町 18-1 〃	ラジウム管　　555Ｍｂｇ×１本 370Ｍｂｇ×３本

第５章　林野火災対策

火災によって広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し,防災関係機関が執るべき対策を定める。

第１節　予防対策

【関係機関：鹿児島県・鹿児島森林管理署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】
【名　　瀬：農林水産課】
【住　　用：産業建設課】
【笠　　利：農林水産課】

第１　広報活動の充実

国，県，市町村並びに消防機関は，森林保有者，林業労働者，付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施することとし，立看板・防火標識の設置や広報誌による広報等有効な手段を通じて林野火災予防思想の普及・啓発に努める。

第２　予防体制の強化

１　国は，国有林野における事業及び一般入山者による出火の防止のため監視を強化する。
２　県は,森林の保全巡視についての協定を県と締結した森林組合や県が登録した森林保全推進員からの情報提供を受けるとともに，市・消防機関等と常に連携を図り林野火災予防に努める。
３　市は,乾燥・強風等の気象状況に留意し,森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。
また，火災予防上，気象状況等が危険であると認めるときは，地区住民及び入山者に対して火災に関する警報の発令及び周知等の必要な措置を講じる。
４　森林保有者及び地域の林業関係団体は，自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第３　防災組織の育成

市等防災関係機関は，森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成・強化するものとする。

第４　予防施設・防災資器材の整備

１　国は国有林に係る防火帯及び林道の整備保全等を行う。
２　県は大規模な林野火災に対処するため，空中消火用資器材を整備するものとする。
３　市は林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

第５　情報の収集・連絡手段の整備等

以下,「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備（一般-2-2-4）」参照

第６　防災組織の整備

以下,「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備（一般-2-2-1）」参照

第７　緊急輸送活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備（一般-2-2-32）」参照

第８　避難活動の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難態勢の整備（一般-2-2-13）」参照

第９　防災訓練の実施

１　事故発生時に機関相互の連携が的確になされるよう防災訓練を実施する。

２　訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・鹿児島森林管理署
・奄美警察署・大島郡医師会・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：農林水産課】

林野火災が発生した場合，迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。関係機関は，連携を密にして組織的に対処し，住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

第１　活動体制

１　現場指揮本部等の設置

火災通報を受けた市等は，現場指揮本部を設置し，関係機関と連携して防御に当たるとともに，状況把握を的確に行い，隣接町村等への応援出動要請の準備を行う。

また，県は県内において大規模な林野火災により重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，災害対策本部を設置し総合的な災害応急対策を実施する。

２　空中消火体制

県は消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは，消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

３　通信連絡体制

市は，火災を発見した者から通報を受けた場合は，速やかに県，隣接町村及び関係機関等に通報する。

鹿児島森林管理署，県及び市等は相互に情報交換等を行う。

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第２節 災害情報・被害情報の収集・伝達（一般-3-2-23）」参照

４　災害情報の収集・連絡体制の整備

第２　関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は，概ね次のとおりである。

関　係　機　関	実　　施　　事　　項
鹿児島森林管理署	(1)　国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2)　国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3)　国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4)　国有林内への立入り制限，火の使用制限等 (5)　国有林に係る火災関係情報の広報
大島地区消防組合消防本部	(1)　火災対策の総括的な業務 (2)　救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3)　関係機関への情報伝達 (4)　関係機関への協力要請 (5)　立入り制限，火の使用制限等 (6)　火災関係情報の広報 (7)　避難所の設置及び運営 (8)　広域応援
奄美海上保安部	(1)　被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2)　救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊 奄美警備隊	(1)　災害状況等情報の収集，通報 (2)　救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3)　防災資器材の輸送 (4)　付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	(1)　災害状況等情報の収集，通報 (2)　避難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3)　防災資器材の海上輸送
鹿児島県	(1)　関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2)　消防・防災ヘリコプターによる空中消火，避難誘導等 (3)　応援要請 (4)　被害状況の取りまとめ
奄美警察署	(1)　警備活動 (2)　災害状況等情報の収集 (3)　救出救助活動 (4)　立入禁止区域の設定等
大島郡医師会	負傷者の収容及び手当て

第３　広域的な応援体制の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制（一般-3-1-24）」参照

第４　救助・救急，医療及び消火活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第７節 救助・救急（一般-3-2-46）」参照

１　救助・救急活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第10節 緊急医療（一般-3-2-58）」参照

２　医療活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第５節 消防活動（一般-3-2-34）」参照

３　消火活動の整備

第５　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送（一般-3-2-54）」参照

第６　避難収容活動の整備

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導（一般-3-2-35）」参照

１　避難誘導の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営（一般-3-3-1）」参照

２　避難場所

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第11節 要配慮者への緊急支援（一般-3-2-62）」参照

３　要配慮者への配慮

第７　被災者等への的確な情報伝達活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報（一般-3-2-27）」参照

第８　施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

１　市，県及び関係機関は，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

２　市，県及び国は，林野火災により荒廃した地域の下流域において，降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに，緊急性の高い箇所については応急対策を行う。